

県本部各部課長
殿下
県下各警察署長

共 00 00 10 永年
宮本地第 1 0 6 1 号
平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日
宮城県警察本部長

「地域警察官の行う事件事故の処理範囲と基準」と運用上の留意事項について(通達)みだしのことについては、「地域警察官の行う事件事故の処理範囲と基準の制定について(通達)」(平成13年12月25日付け宮本地第506号)、「地域警察官の行う事件事故の処理範囲と基準」運用上の留意事項について(通達)」(平成13年12月25日付け宮本地第507号)及び「地域警察官の行う事件事故の処理範囲と基準の一部改正について(通達)」(平成17年9月13日付け宮本地第709号)に基づき実施してきたところであるが、これら通達を統合し、平成18年11月1日から下記により実施することとしたので、事件事故等の処理に遺漏のないようにされたい。

なお、上記3通達は廃止する。

記

1 地域警察における一貫処理に関する基本的考え方

近年の治安情勢の悪化に伴い、地域住民の不安感が増大しつつあるが、地域警察においては、地域に身近な犯罪に対する積極的な活動を通じて、警察活動の基盤としての任務を果たしていくことが一層求められてきており、そのためには、地域警察官の勤務意欲及び職務に対する自信を高めるとともに、その実務能力を向上させ、地域責任に基づく各種警察活動に積極的に取り組ませることが望ましい。

一方、地域警察官に自ら取り扱ったすべての事件を一貫して処理させることとした場合、事件の内容や態様によっては、当該警察官を被疑者の取調べ、参考人の事情聴取、裏付け捜査、関係書類作成等のため、長時間にわたって継続して事件処理に従事することとなり、その間、「不在交番」を生じさせ、又は警ら等街頭活動が低調になるおそれがある。

このため、平成14年1月1日から、地域住民に身近な一定範囲の事件については、地域警察官が被疑者を特定した場合に限り、地域警察の責任と権限において当該事件を一貫処理しているものである。

これにより、地域警察官に所管区の安全は自らが守るという地域責任を自覚させることができ、その結果、より積極的に地域警察活動を推進することができるとともに、地域住民の信頼確保にもつながるものと考えられる。

2 地域警察官の行う事件事故の処理範囲と基準

別添のとおり

3 運用上の留意事項

(1) 捜査関係書類作成能力向上方策の推進

地域警察官が迅速かつ適正に捜査書類を作成できるよう、関係部門の協力を得て、地域警察官を対象とした実践的な指導教養を行うこと。

(2) 地域警察幹部の自己研さん

簡易書式例対象事件及び微罪処分対象事件については、地域警察の責任と権限において一貫処理するものであり、地域警察幹部の捜査指揮、指導能力が強く求められることから、地域警察幹部の自己研さんと能力の向上を図ること。

(3) 適正捜査の推進

ア 地域警察幹部及び事件主管課幹部による交番・駐在所に対する巡視、指導を強化し、地域警察官が取り扱っている事件の受理及び処理状況等についての点検、管理を徹底することにより、迅速かつ的確な事件処理を図ること。

イ 地域警察が一貫処理する簡易書式例対象事件等については、犯罪捜査規範及び刑事警察関係諸規定で定める

- 警察署長事件指揮簿
- 呼出簿
- 犯罪事件処理簿
- 捜査主任官指名簿（地域課長が捜査主任官の場合は不要）
- 証拠物件管理簿

等の関係簿冊を備え付け、適正捜査の推進を図ること。

なお、犯罪事件受理簿の作成については、当該事件主管課において行うものとする。

(4) 一貫処理対象事件以外の事件処理

地域警察において一貫して処理する対象事件以外の事件については、初動活動の後、原則として事件主管課に引き継ぐこととなるが、この場合、初動活動に伴って当然に作成すべき捜査書類については、基本書式例であっても地域警察において作成し、事件主管課に引き継ぐこと。

(5) 業務管理簿冊の備付け

地域警察における犯罪検挙及び捜査処理の状況を明らかにするため、警察署地域課に次の簿冊を備え付け、活用するものとする。

なお、簿冊の保存期間は3年とする

地域課事件管理簿目次(1)	様式第1号	一貫処理対象事件用
地域課事件管理簿(1)	様式第2号	
地域課事件管理簿目次(2)	様式第3号	その他一般事件用
地域課事件管理簿(2)	様式第4号	
地域課交通事故処理管理簿	様式第5号	要現場見分物件事故、人身事故(簡約)用

別添

地域警察官の行う事件事故の処理範囲と基準

種別	処理対象事件	処理基準及び要領	備考
司法警察・特別捜査関係簡易書式例対象事件	<p>1 犯行が単純であり、かつ、証拠の明らかなもの</p> <p>(1) 窃盗 屋外窃盗、万引き、非侵入窃盗その他、同居ねらい、職場ねらい</p> <p>(2) 詐欺 寸借、無銭飲食、無銭宿泊、無賃乗車</p> <p>(3) 横領 偶発的犯行で、かつ、金員以外の物を対象とするもの</p> <p>(4) 傷害、暴行 偶発的犯行で凶器を用いないもの</p> <p>(5) 軽犯罪法第1条違反</p> <p>(6) 売春防止法 第5条（勧誘等）違反</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 ア 第22条第1号（第32条第3項において準用する場合を含む。）違反 イ 第28条第12項第1号違反</p> <p>(8) 酒に酔って公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条・第5条違反</p> <p>2 除外事件 簡易書式例対象事件中、次の事件を除く。</p> <p>(1) 簡易書式例対象事件として当初から除外されているもの ア 通常逮捕又は緊急逮捕した事件 イ 令状により差押え、捜索又は検証した事件 ウ 告訴、告発又は自首事件 エ 共犯者又は刑事訴訟法第9条第2項所定の関連被疑者のある事件及びそのあることが予想される事件 オ 否認事件 カ 公安労働事件、外事事件、少年事件 キ 所有者不明のオートバイ盗、自転車盗事件 ク 公衆に著しく迷惑をか</p>	<p>1 実施対象警察署 全警察署</p> <p>2 被疑者を特定した地域警察官は、地域課長（執務時間外は当直主任、以下同じ。）に事案の概要を報告し、指揮を受け送致に必要な書類を作成する。</p> <p>3 捜査主任官には、地域課長（係長）を指名する。</p> <p>4 送致書は警部補以上の幹部が作成する。</p> <p>5 証拠物件の保管責任者は、「宮城県警察証拠物件管理要綱」により地域課長を指定する。</p> <p>6 地域課長は、送致に必要な一件書類の署長決裁を受け、証拠物件及び犯罪事件処理簿とともに事件主管課に引き継ぐ。</p> <p>7 送致の手続きは、事件主管課で行う。</p>	<p>1 地域課長は、事件主管課長と連携を密にし、指揮に当たる。</p> <p>2 事件処理過程で対象除外事件であることが判明した場合は、関係書類を事件主管課に引き継ぐ。</p> <p>3 「司法警察職員捜査書類簡易書式例」の全部改正について（平成12年6月13日付け宮本刑総第780号）</p>

	<p>ける暴力的不良行為等の防止に関する条例</p> <p>(2) 本通達上適用を除外するもの</p> <p>ア 余罪が多数ある事件（3件以上）</p> <p>イ 現行犯逮捕した事件</p> <p>ウ 前科（交通業過事件又は交通法令違反に係るものを除く。）を有する者による事件</p> <p>エ 被疑者又は被害者が暴力団関係者である事件</p> <p>オ 麻薬等の中毒者による事件</p> <p>カ 在日米軍の構成員、軍属又はこれらの家族の関係する事件</p> <p>キ その他事件主管課が取り扱うことが適当な事件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知名人による事件 ・ 被害高額など社会の注目をあびた事件 ・ 日本語を理解できない外国人による事件 ・ 署長が指定した事件 		
<p>微罪処分事件</p>	<p>1 窃盗（侵入盗、置引き、スリは含まない。）、詐欺、横領、盗品等に関する事件 次の(1)から(7)に該当するもの。</p> <p>(1) 被害額20,000円以内であること。</p> <p>(2) 犯情が軽微であること。</p> <p>(3) 盗品等の返還その他被害の回復が行われていること。</p> <p>(4) 被害者が処罰を希望していないこと。</p> <p>(5) 被疑者が素行不良者でないこと。</p> <p>(6) 偶発的犯行であること。</p> <p>(7) 再犯のおそれがないこと。</p> <p>2 賭博事件 次の(1)から(3)に該当するもの。</p> <p>(1) 得喪の目的たる財物が極めて僅少であること。</p> <p>(2) 犯情が軽微であること。</p> <p>(3) 共犯のすべてについて再犯のおそれがない初犯者であること。</p> <p>3 暴行事件</p> <p>(1) 犯情が軽微であること。</p> <p>(2) 被害者が処罰を希望しないこと。</p> <p>(3) 被疑者が素行不良者でないこと。</p>	<p>1 実施対象警察署 全警察署</p> <p>2 被疑者を特定した地域警察官は、地域課長の指揮を受け微罪処分手続書を作成し処理する。</p> <p>3 地域課長は、微罪処分手続書を署長決裁を受け、事件主管課に引継ぐ。</p>	<p>1 地域課長は、事件主管課長と連携を密にし、指揮に当たる。</p> <p>2 「微罪処分手続運用要領の一部改正について」（平成17年5月25日付け宮本刑総第172号）</p>

	<p>いこと。</p> <p>(4) 偶発的犯行であること。</p> <p>(5) 凶器を使用した犯罪でないこと。</p> <p>4 除外事件</p> <p>(1) 通常逮捕又は緊急逮捕した事件</p> <p>(2) 告訴、告発若しくは自首事件</p> <p>(3) 法令が公訴を行わなければならないことを規定している事件</p> <p>(4) 検事正が特に送致すべきものと指定した事件</p> <p>(5) 米国駐留軍及び国連関係者の事件</p> <p>(6) 少年事件</p>		
基本書式対象事件	<p>成人の任意捜査事件で、次の(1)又は(2)に該当するもの。</p> <p>(1) 署長が処理実施対象と指定した交番・駐在所の勤務員が、被疑者を特定した事件</p> <p>(2) 署長が事件の概要や諸般の事情から処理させることが適切と認めた事件</p>	<p>1 実施対象警察署 署長が業務負担など諸般の事情を判断して処理実施対象と指定した交番・駐在所</p> <p>2 被疑者を特定した地域警察官は、地域課長及び事件主管課長に事件の概要を報告し、地域課長の指示及び事件主管課長の指揮を受け事件の処理を行う。</p> <p>3 事件主管課長は、地域課長と連携を密にして捜査及び処理範囲を指揮する。</p> <p>4 関係書類を事件主管課に引き継ぐ。</p>	
少年事件簡易送致対象事件	<p>犯罪事実が極めて軽微であり、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等からみて再犯のおそれがなく、刑事処分又は保護処分を必要としないと明らかに認められる事件</p> <p>1 罪種等</p> <p>(1) 窃盗、詐欺及び横領並びに盗品等に関する罪</p> <p>(2) 長期3年以下の懲役若しくは禁錮、罰金、拘留又は科料に当たる罪</p> <p>2 被害等の程度</p> <p>(1) 被害額又は盗品等の価格の総額が、おおむね10,000円以下のもの</p> <p>(2) その他法益侵害の程度が極めて軽微なもの</p> <p>3 除外事件</p> <p>(1) 銃砲又は刃物その他の物を凶器として犯行に使用したもの</p> <p>(2) 被疑事実が2以上あるも</p>	<p>1 実施対象警察署 全警察署</p> <p>2 被疑者を特定した地域警察官は、地域課長及び生活安全課長（少年事件選別主任者、以下同じ。）に事件の概要を報告し、地域課長の指示及び生活安全課長の指揮を受け、少年事件簡易送致書・捜査報告書（家庭裁判所に直接送致する事件においては犯罪捜査規範別記様式第22号の少年事件簡易送致書及び捜査報告書）等の書類を作成し処理する。</p> <p>3 作成した書類を生活安全課に引き継ぐ。</p>	<p>1 「少年事件の簡易送致について」（平成17年8月23日付け宮本少第237号、宮本刑総262号）</p>

		<p>の。ただし、犯行の日時、場所が接着し一個の機会に行われた同一罪種のものを除く。</p> <p>(3) かつて非行（交通法令違反及び道路上の交通事故に係る刑法第211条第1項の罪を除く。）を犯し、過去2年以内に家庭裁判所に送致又は通告されたもの</p> <p>(4) 被疑事実を否認しているもの</p> <p>(5) 告訴、告発にかかる事件</p> <p>(6) 通常逮捕、緊急逮捕又は現行犯逮捕した事件（警察に引致後釈放したものを除く。）</p> <p>(7) 権利者に返還できない証拠物件のある事件</p>	
交通事故・事件関係	<p>1 現場見分省略（非臨場）事故</p> <p>2 現場見分不要臨場事故</p>	<p>1 実施対象警察署 全警察署</p> <p>2 受理警察官が ・臨場メモ ・物件事故報告書 を作成する。</p> <p>3 関係書類を交通課に引き継ぐ。</p>	<p>1 「交通事故事件捜査要領の一部改正について」（平成17年4月8日付け宮本指第281号）</p>
	<p>3 要現場見分物件事故 ただし、当事者間に争いのあるもの及び人身事故に発展するおそれのあるものを除く。</p>	<p>1 実施対象警察署 署長が業務負担等諸般の事情を判断して処理実施対象と指定した交番・駐在所</p> <p>2 現場見分警察官が ・臨場メモ ・物件事故報告書 を作成する。</p> <p>3 臨場交通課員と実況見分をして、地域課長の指示及び交通課長の指揮を受け交通切符又は第一種特例書式による捜査報告書を作成し処理する。</p> <p>4 関係書類を交通課に引き継ぐ。</p>	<p>1 「自動車等による業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の運用について」（平成17年2月10日付け宮本指第94号）</p> <p>2 「交通事故事件捜査要領の一部改正について」（平成17年4月8日付け宮本指第281号）</p>
人身交通事故	<p>1 第二種特例（簡約）書式対象事件（傷害の程度が約3週間以下等の事件）</p>	<p>1 実施対象警察署 署長が業務負担等諸般の事情を判断して処理実施対象と指定した交番・駐在所</p> <p>2 現場見分警察官が ・臨場メモ を作成する。</p> <p>3 臨場交通課員と実況見分をして、地域課長の指示及び交通課長の指揮を受け第二種特例（簡約）書式による捜査報告書を作成し処理する。</p> <p>4 関係書類を交通課に引き継ぐ。</p>	<p>1 「自動車等による業務上（重）過失傷害事件等に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例の運用について」（平成17年2月10日付け宮本指第94号）</p> <p>2 「交通事故事件捜査要領の一部改正について」（平成17年4月8日付け宮本指第281号）</p>

様式第2号

地域課事件管理簿(1)

【一貫処理対象事件用(簡易書式、微罪処分)】

										簡易	微罪
番 号										記 事 欄	
犯罪事件受理簿番号										月 日	捜 査 の 経 過
受 理 月 日											
罪 名 (手 口)											
犯 罪 日 時	年 月 日		時 分 から		年 月 日		時 分 まで				
犯 罪 場 所											
被 害 程 度											
被 害 者											
被 疑 者											
関 係 者											
捜 査 主 任 官											
検 挙 の 端 緒	職 質			職 質 外							
捜 査 関 係 事 項 照 会	発 出 月 日			回 答 月 日							
前 科 照 会	発 出 月 日			回 答 月 日							
身 上 照 会	発 出 月 日			回 答 月 日							
主 管 課 引 継 ぎ	年 月 日										
そ の 他	被 害 届	実 況 見 分	証 拠 品	被 害 通 報 票	手 口 原 紙	原 票					
						認 知	検 挙	被 疑 者			
	/	/	有 無	/	/	/	/	/			
備 考											

様式第4号

地域課事件管理簿(2)
 【その他一般事件用(基本書式、少年簡易書式等)】

		成人基本	少年基本	少年簡易	簡易書式
番 号		記 事 欄			
犯罪事件受理簿番号		月 日	捜 査 の 経 過		
受 理 月 日					
罪 名 (手 口)					
犯 罪 日 時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで				
犯 罪 場 所					
被 害 程 度					
被 害 者					
被 疑 者					
関 係 者					
捜 査 主 任 官					
検 挙 の 端 緒	職 質 職 質 外				
捜 査 関 係 事 項 照 会	発 出 月 日 回 答 月 日				
前 科 照 会	発 出 月 日 回 答 月 日				
身 上 照 会	発 出 月 日 回 答 月 日				
主 管 課 引 継 ぎ	年 月 日				
そ の 他	被 害 届 実 況 見 分 証 拠 品 被 害 通 報 票 手 口 原 紙 原 票 認 知 検 挙 被 疑 者				
	/ / 有 無 / / / / /				
備 考					

